

佐久市情報公開・個人情報保護審議会（概要）

1 職務

- (1) 情報公開の開示決定等についての不服申立てにつき、諮問に応じ調査審議する。
(佐久市情報公開条例第18条)
- (2) 個人情報の開示決定等についての不服申立てにつき、諮問に応じ調査審議する。
(佐久市個人情報保護条例第24条)
- (3) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について調査審議する。
(佐久市情報公開条例第21条)

2 組織

- (1) 審議会は、委員5人をもって組織する。
- (2) 委員は、識見を有する者のうちから市長が任命する。
- (3) 委員の任期は、3年とする。
- (4) 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員名簿（敬称略）

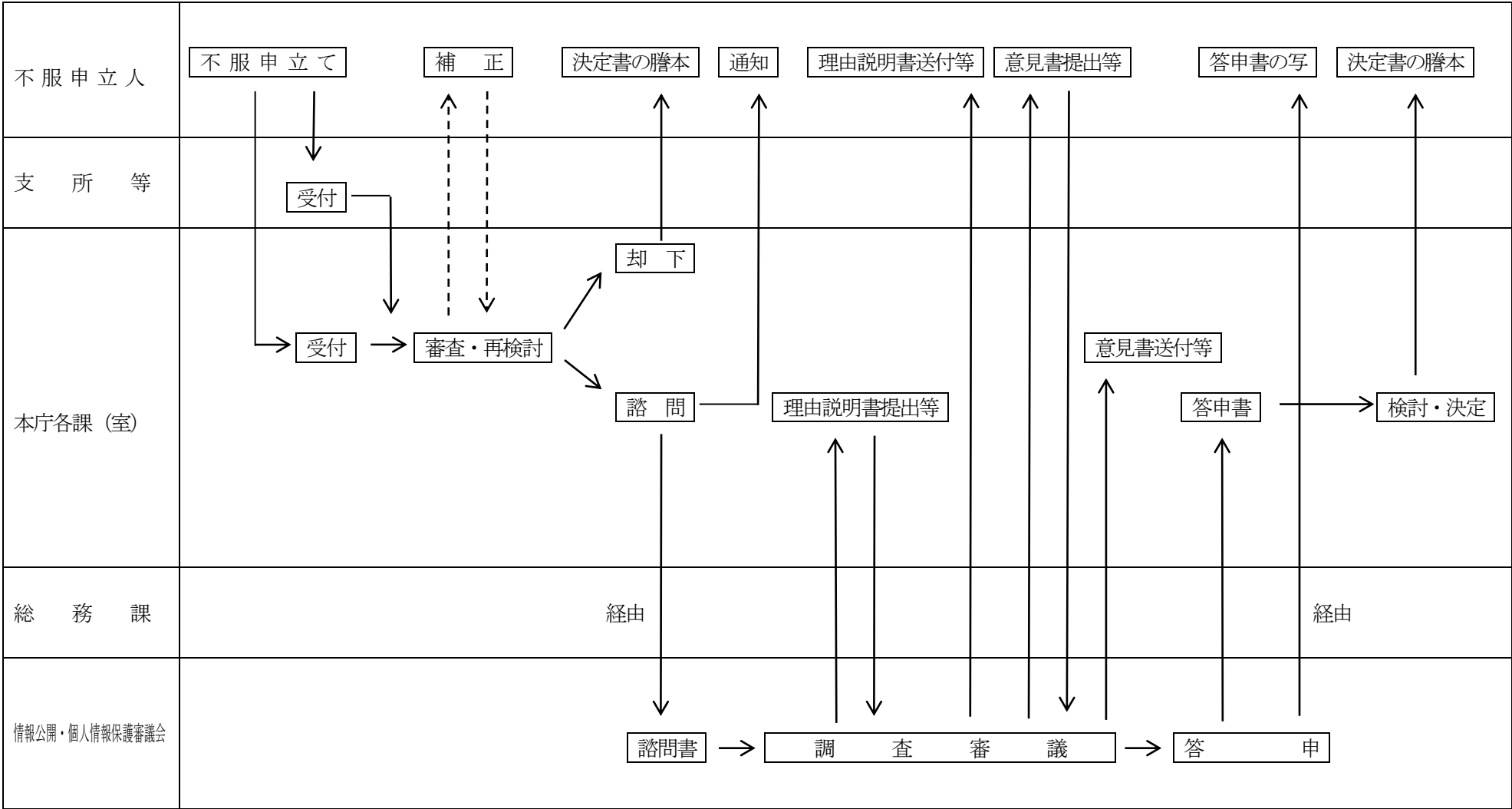
氏名	選出区分	備考
阿部 友香	佐久大学	
今井 智恵	県弁護士会佐久在住会	
高見澤 美穂	県司法書士会佐久支部	
土屋 正	佐久人権擁護委員協議会	
小須田 弘之	行政機関経験者	
任期3年 令和4年10月17日 ～ 令和7年10月16日		

4 その他

審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(佐久市個人情報保護条例第26条)

不服申立てがあった場合の事務の流れ



佐久市情報公開・個人情報保護審議会審議状況（実績）

資料 3

前委員任期中	平成29年7月27日～令和2年7月26日
--------	----------------------

	諮問	審査請求事項	所管課	審議会	決定事項	答申
1	令和2年4月23日	「特定中学校特定教諭の案件に関わる公文書」の公文書不開示決定（存否応答拒否）への不服	学校教育課	令和2年7月2日 （1回で結審）	所管課の決定は妥当 （棄却相当） ※付帯意見あり （不開示決定通知書の理由において、単に条例上の根拠条項だけでなく、限度内において、不開示となる理由を明確に認識し得るように適切な理由を付記することを要望）	令和2年7月20日
2	令和2年4月23日	「特定中学校特定教諭の体罰などの案件に関わる公文書」の公文書不開示決定（存否応答拒否）への不服	学校教育課	令和2年7月2日 （1回で結審）	所管課の決定は妥当 （棄却相当） ※付帯意見あり （不開示決定通知書の理由において、単に条例上の根拠条項だけでなく、限度内において、不開示となる理由を明確に認識し得るように適切な理由を付記することを要望）	令和2年7月20日

令和 3 年改正個人情報保護法について

令和 4 年 1 月 2 6 日
個人情報保護委員会事務局

令和2年改正法と令和3年改正法

令和2年改正法

令和4年4月全面施行

いわゆる3年ごとに見直し規定に基づく改正

個人の権利利益の保護と活用の強化、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応、AI・ビッグデータ時代への対応等

- ✓ 利用停止・消去等の拡充、漏えい等の報告・本人通知
- ✓ 不適正利用の禁止
- ✓ 仮名加工情報の創設、個人関連情報の第三者提供制限
- ✓ 越境移転に係る情報提供の充実 等

令和3年改正法

令和4年4月一部施行
(地方部分は令和5年春頃施行) ※

デジタル社会形成整備法に基づく改正

官民を通じた個人情報保護制度の見直し（官民一元化）

- ✓ 官民通じた個人情報の保護と活用の強化
- ✓ 医療分野・学術分野における規制の統一
- ✓ 学術研究に係る適用除外規定の見直し 等

※令和4年4月1日以降は、令和3年改正法による各規定が適用。本資料中の条文番号は、同法のうち令和4年4月1日施行関係（デジタル社会形成整備法第50条による国の行政機関、独立行政法人、学術研究機関等関係）を記載。なお、同第51条による地方公共団体等関係は令和5年春頃施行予定。

令和3年改正法の背景

1. 今般、新たに「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針。これに伴い、**公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避。**

⇒ **個人情報等の適正な取扱いに万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員会**が、**公的部門を含め、一元的に監視監督する体制の確立が必要。**

2. デジタル社会の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、**官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化。**

⇒ データ利活用の支障となり得る**現行法制の不均衡・不整合を是正**する必要。

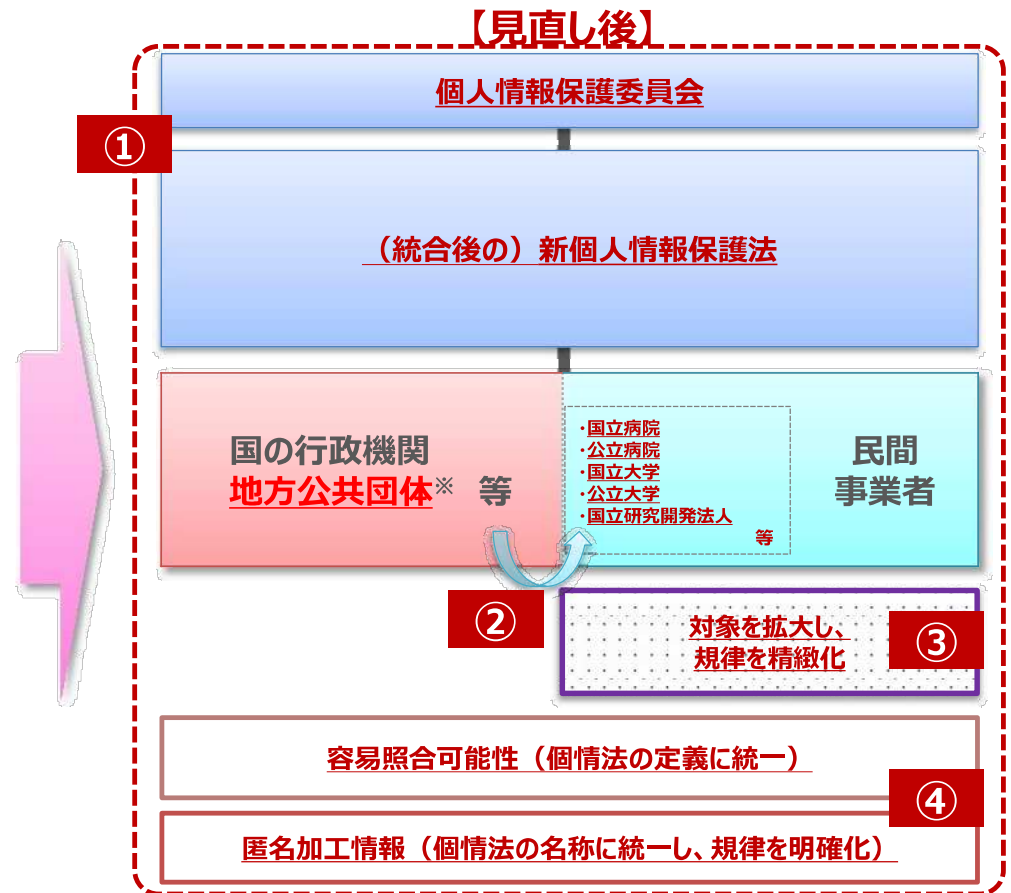
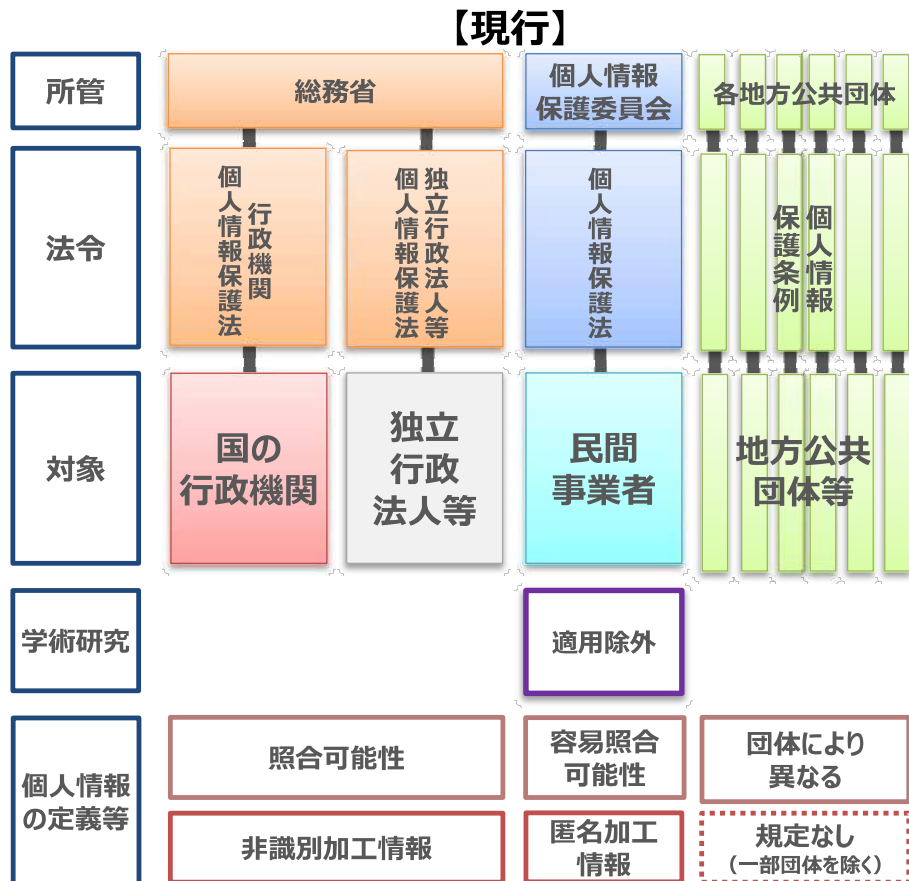
〈不均衡・不整合の例〉

- ・民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
- ・国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
- ・国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。
- ・地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる（いわゆる「2000個問題」）

3. 国境を超えたデータ流通の増加を踏まえ、**GDPR十分性認定**への対応を始めとする**国際的な制度調和**を図る必要性が一層向上。

令和3年改正法の概要①

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても**統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**統合後の法律を適用し、義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

令和3年改正法の概要②

＜地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの＞

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

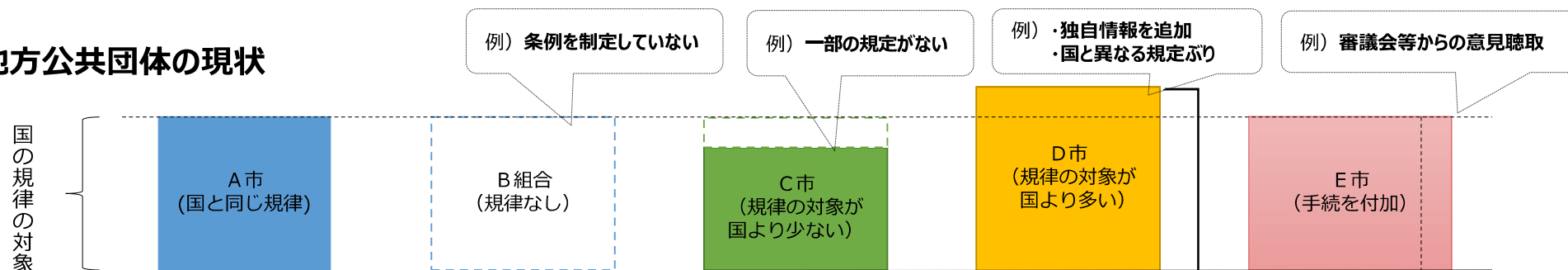
2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

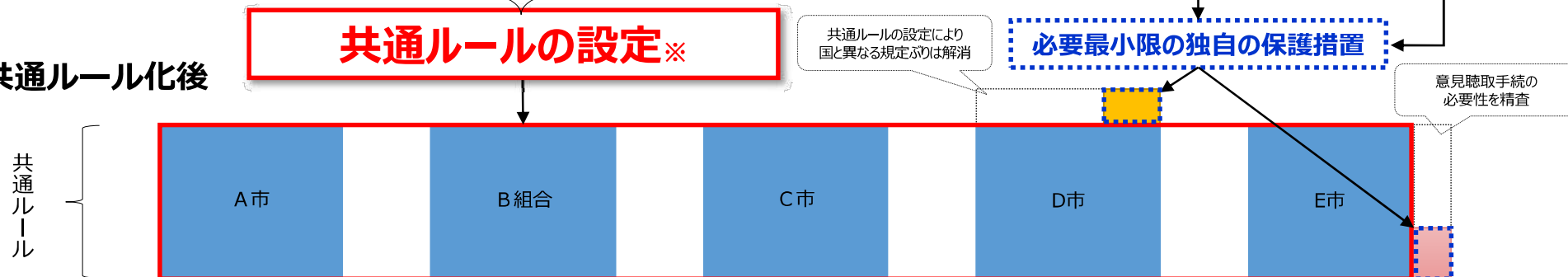
＜改正の方向性＞

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
 - 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
 - その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
- 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
 ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後

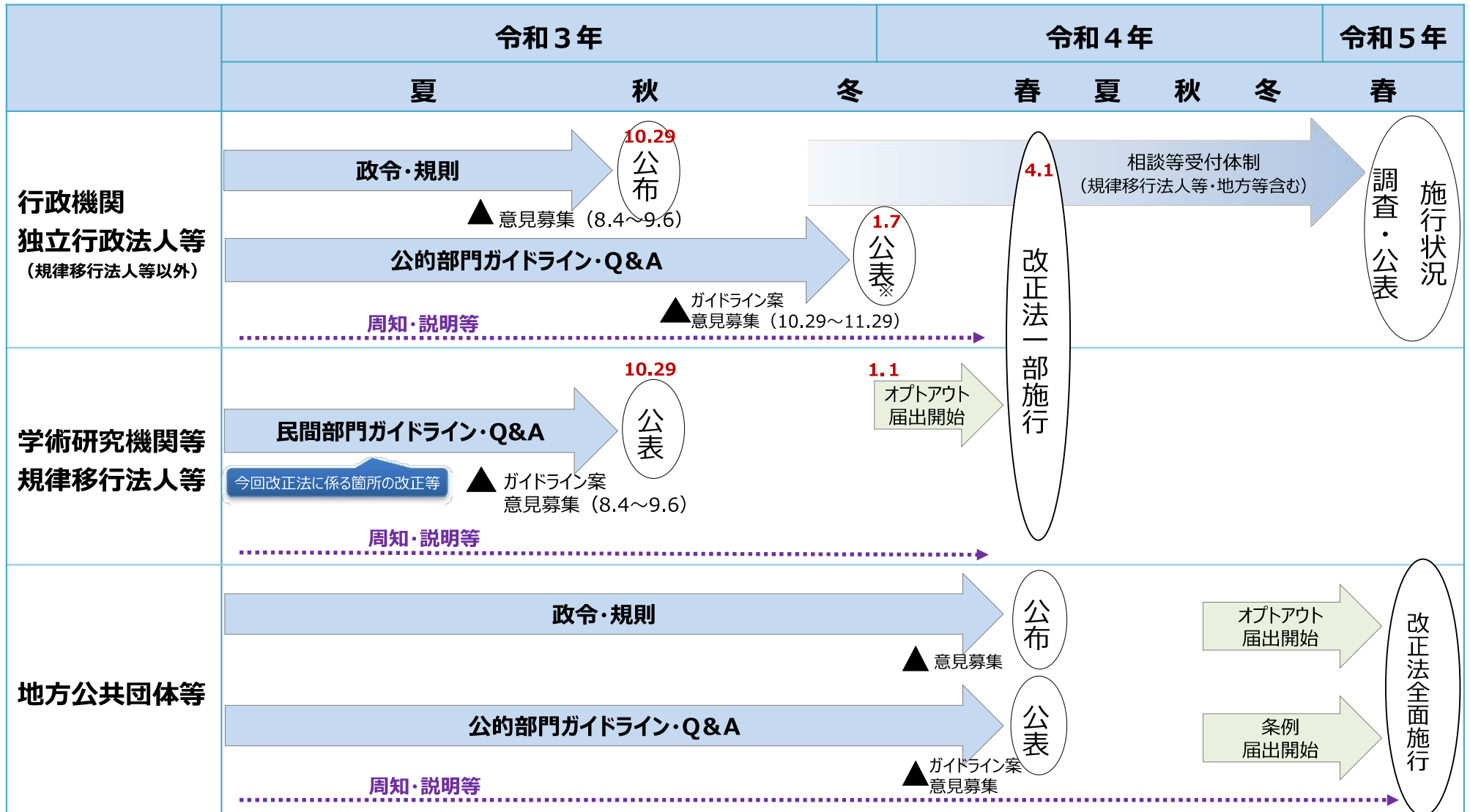


※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

令和3年改正法に関するスケジュール

以下は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る



※ ガイドライン（行政機関等編）を公表。今後、「事務対応ガイド」及び「Q & A」を公表予定。

注：令和2年改正法は令和4年4月1日に全面施行予定。同法及び令和3年改正法の施行に向け、「個人情報の保護に関する基本方針」も変更予定。5

○佐久市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、大沢財産区、前山、小宮山財産区、内山財産区、切原財産区、田口村財産区、青沼財産区、田口区財産区、田ノ口区財産区、布施財産区、春日財産区、協和財産区、茂田井財産区及び病院事業管理者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（開示請求の手続）

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（開示決定等の期限に関する特例）

第4条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とする。

（開示請求に係る手数料等）

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

3 前項の費用は、規則で定める方法により納付しなければならない。

4 市長は、開示請求を受けた場合において、当該保有個人情報に係る本人に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第2項の費用を減額し、又は免除することができる。

（訂正請求の手続）

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（利用停止請求の手続）

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を

記載するものとする。

(佐久市情報公開・個人情報保護審議会への諮問)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、佐久市情報公開条例（平成17年佐久市条例第15号）第21条に規定する佐久市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

(1) 個人情報の保護に関する施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

(情報公開条例の準用)

第9条 審議会における調査審議の手続については、佐久市情報公開条例の各相当規定を準用する。

(守秘義務)

第10条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(佐久市個人情報保護条例の廃止)

2 佐久市個人情報保護条例（平成17年佐久市条例第16号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の佐久市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第2号に規定する個人情報の取扱いに従事していた同条第1号に規定する実施機関の職員である者若しくは職員であった者、同号に規定する実施機関の委託を受けて同条第2号に規定する個人情報を取り扱う業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の指定を受けて市の公の施設の管理に係る業務に従事している者若しくは従事していた者に係る旧条例第3条第2項及び第9条第2項の規定によるその業務に関して知り得た同号に規定する個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない責務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日前に旧条例第12条、第16条、第17条及び第18条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示（これに係る費用を含む。）、訂正、削除及び目的外利用等の中止については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為並びに附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する旧条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

(佐久市情報公開条例の一部改正)

6 佐久市情報公開条例（平成17年佐久市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第21条中「佐久市個人情報保護条例（平成17年佐久市条例第16号）の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議」に改める。

現行条例との対比表

法・・・個人情報の保護に関する法律（令和5年4月1日施行予定）
 令・・・個人情報の保護に関する法律施行令（令和5年4月1日施行予定）

現行条例・・・佐久市個人情報保護条例（平成17年4月1日条例第16号）
 施行条例・・・佐久市個人情報の保護に関する法律施行条例（新規制定）

(新規制定) 佐久市個人情報の保護に関する法律施行条例	(現行) 佐久市個人情報保護条例
<p>☆趣旨として規定する。 既に一定の立法目的を持った法律や条例の補足的細目的なものであるから、目的規定ではなく趣旨規定を置くのが通例。 (趣旨) 第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、市の機関が保有する個人情報の開示等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することにより、基本的人権の擁護及び公正で開かれた市政の確立に資することを目的とする。</p>
<p>☆規定する。 「議会」は除く。国会や裁判所と同様、議会においては、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされないものである。(ガイドライン1) 「財産区」を実施機関として規定する。 法に規定する地方公共団体の機関には、普通地方公共団体のみではなく、財産区等の特別地方公共団体も含まれる。(ガイドライン4-1-1(3)) (定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、大沢財産区、前山、小宮山財産区、内山財産区、切原財産区、田口村財産区、青沼財産区、田口区財産区、田ノロ区財産区、布施財産区、春日財産区、協和財産区、茂田井財産区及び病院事業管理者をいう。 2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法2I)</p>	<p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） イ 個人識別符号が含まれるもの</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法2II)</p>	<p>(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。 ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</p>
<p>【論点③】 ☆法に規定がある事項のため規定しない。(法60V) 要配慮個人情報とは、法において「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実」等と定義されるものであるが、現行条例においては、地域の特性等に応じて本市が独自に規定した事項がなく、法と同一内容のため、規定しない。</p>	<p>(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>
<p>☆行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定がある事項のため規定しない。(当該法1)</p>	<p>(5) 特定個人情報 個人情報であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。</p>
<p>☆規定しない。 当該用語を用いる規定が削られるため定義を置く必要がない。</p>	<p>(6) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条に置いて準用する場合を含む。第16条の2第2項において同じ。）に規定する記録に記載された特定個人情報をいう。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法60I)</p>	<p>(7) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した</p>

(新規制定) 佐久市個人情報の保護に関する法律施行条例	(現行) 佐久市個人情報保護条例
	個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（佐久市情報公開条例（平成17年佐久市条例第15号）第2条第2号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。
<p>☆規定しない。 当該用語を用いる規定が削られるため定義を置く必要がない。</p>	(8) 保有特定個人情報 保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいう。
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法16Ⅱ)</p>	(9) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法5)</p>	<p>(実施機関等の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について市民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法67)</p>	2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。
<p>☆法1、法3で規定する目的及び基本理念に内容が包含されているため。</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その取扱いに当たっては、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。</p>
<p>☆規定しない。 個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの(例:個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定など)については、条例で独自の規定を定めることは許容されない。(ガイドライン11)</p>	<p>(収集の制限)</p> <p>第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、所掌事務の範囲内で、個人情報の保有目的を明確にし、当該保有目的の達成に必要な限度において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより収集するとき、本人の同意のあるときその他本人以外のものから収集することに相当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づいて収集する場合又は正当な事務若しくは事業の実施のために必要があるときは、この限りでない。</p>
<p>☆規定しない。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定がある事項のため規定しない。(当該法20)</p>	<p>(特定個人情報の収集等の制限)</p> <p>第5条の2 実施機関は、番号利用法第20条に該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。</p>
<p>【論点④】</p> <p>☆規定しない。 保有個人情報事務取扱簿(以下「取扱簿」という。)は、各自治体の条例に根拠を置くものであるため、その運用は各自治体に委ねられるものであるが、法により、新たに個人情報ファイル簿(以下「ファイル簿」という。)の作成・公表が義務化されたことから、運用をファイル簿に一本化し、全国一律の対応とするため、規定しない。 なお、ファイル簿に登載される事項(ファイルの名称、事務をつかさどる組織の名称、利用目的、記録項目、記録範囲、情報の収集方法、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨等)は、取扱簿の内容を網羅しているため、仮に、取扱簿に係る事務を継続した場合は、事務の重複に伴う非効率性が恒常的に発生する。</p>	<p>第6条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務（以下「保有個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した保有個人情報事務取扱簿を備え付けなければならない。</p> <p>(1) 保有個人情報取扱事務の名称 (2) 保有個人情報を取り扱う組織の名称 (3) 保有個人情報取扱事務の目的 (4) 保有個人情報の記録項目 (5) 保有個人情報の対象者の範囲 (6) 保有個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p>
<p>☆規定しない。 保有個人情報事務取扱簿を作成しないため。</p>	<p>2 前項による備付けは、実施機関の職員又は職員であった者に係る事務については、適用しない。 3 実施機関は、保有個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該保有個人情報取扱事務について保有個人情報事務取扱簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。 4 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないときは、保有個人情報取扱事務が開始された日以後に同項の登録をすることができる。</p>
	(公示及び閲覧)

(新規制定) 佐久市個人情報の保護に関する法律施行条例	(現行) 佐久市個人情報保護条例
<p>☆規定しない。 保有個人情報事務取扱簿を作成しないため。</p>	<p>第7条 実施機関は、保有個人情報事務取扱簿を作成したとき又は変更したときは、その内容を公示するものとする。 2 実施機関は、保有個人情報事務取扱簿を一般の閲覧に供しなければならない。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法65)</p>	<p>(適正管理) 第8条 実施機関は、保有個人情報取扱事務の目的を達成するため、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法66)</p>	<p>2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p>
<p>☆規定しない。 法に規定はないが、市条例に規定を置かなくても現行水準が確保されるため。</p>	<p>3 実施機関は、保有の必要がなくなった保有個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として活用する場合は、この限りでない。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法66) 法66に「行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者」は保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないと規定あり。</p>	<p>(受託者の責務等) 第9条 実施機関から保有個人情報の処理、施設の管理その他の業務の委託を受けた者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を行わせる同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を含む。以下「受託者」という。）は、受託した業務（指定管理者が管理する公の施設の当該管理に関する業務を含む。）の範囲で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法66)</p>	<p>2 前項の受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法66)</p>	<p>3 実施機関は、業務を委託するとき（地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせるときを含む。）は、受託者に対して、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じさせなければならない。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法69)</p>	<p>(保有個人情報の利用及び提供の制限) 第10条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）を第5条第1項に規定する保有の目的（以下「利用目的」という。）の範囲を超えて当該実施機関内における利用又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「目的外利用・提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法69Ⅱ①)</p>	<p>(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法69Ⅲ)</p>	<p>(2) 法令等に定めがあるとき。</p>
<p>☆規定しない。 出版、報道等により公にされているか否かを問わず、個人情報は保護されるものであるため、このことを理由に目的外利用することは許容されない。(個人情報保護委員会)</p>	<p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法69Ⅱ④) 「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」には、本人の生命や、身体、又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合などが含まれる(ガイドライン5-5-2)</p>	<p>(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法69Ⅱ④)</p>	<p>(5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法69Ⅱ③)</p>	<p>(6) 同一の実施機関内で利用する場合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の実施機関等に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法69Ⅱ④)</p>	<p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があると認められるとき。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法69Ⅱ)</p>	<p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用・提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。</p>
<p>☆規定しない。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定がある事項のため規定しない。(当該法19)</p>	<p>(保有特定個人情報の利用の制限) 第10条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。</p>
<p>☆規定しない。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定がある事項のため規定しない。(当該法19⑯)</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。</p>

(新規制定) 佐久市個人情報の保護に関する法律施行条例	(現行) 佐久市個人情報保護条例
<p>☆規定しない。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定がある事項のため規定しない。(当該法19)</p>	<p>(特定個人情報の提供の制限) 第10条の3 実施機関は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法70)</p>	<p>(保有個人情報の外部提供の制限) 第11条 実施機関は、当該実施機関以外のものへの保有個人情報の提供(以下「外部提供」という。)を行う場合は、外部提供を受けるものに対し、保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の制限を付し、又は適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。</p>
<p>☆規定しない。 個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの(例:オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定)については、条例で独自の規定を定めることは許容されない。(ガイドライン11)</p>	<p>2 実施機関は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、かつ、保有個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、通信回線等による電子計算組織の結合(当該実施機関が管理する電子計算組織と実施機関以外の者が管理する電子計算組織その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。)により外部提供をしてはならない。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法76)</p>	<p>(開示の請求) 第12条 何人も、実施機関に対し、保有個人情報取扱事務に係る自己の保有個人情報(実施機関の職員又は職員であったものに係る情報を除く。以下同じ。)について、開示の請求をすることができる。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法76Ⅱ)</p>	<p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」という。)は、本人に代わって前項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法76)</p>	<p>3 前2項に掲げる者のほか、規則で定める者は、開示請求をすることができる。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法78)</p>	<p>4 実施機関は、開示請求があったときは、この条例及び規則で定める方法により当該開示請求に係る保有個人情報の開示をしなければならない。</p>
<p>【論点⑤】 ☆法に規定がある事項のため規定しない。(法78) 現行情報公開条例においては、本市において独自に規定した事項(法が定める不開示情報に該当するものであっても開示することとしている等)がなく、法及び現行個人情報保護条例が規定する不開示情報の範囲と差異がないため、規定しない。</p>	<p>5 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る保有個人情報について開示をすることが次の各号のいずれかに該当するときは、当該保有個人情報の開示をしないことができる。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法78②)</p>	<p>(1) 開示請求の対象となった保有個人情報に開示請求をした者以外の個人に関する保有個人情報が含まれる場合であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあると認められるとき。ただし、開示請求に係る保有個人情報が次に掲げる情報に該当する場合を除く。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法78③イ)</p>	<p>ア 法令等の規定により、又は慣行として開示請求をした者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法78①)</p>	<p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法78⑦)</p>	<p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法78③)</p>	<p>(2) 開示請求の対象となった保有個人情報に法人等に関する情報又は個人が営む事業に関する情報が含まれる場合であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人が有する競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあると認められるとき。ただし、当該情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報であるときを除く。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法78⑦へ)</p>	<p>(3) 開示請求の対象となった保有個人情報が個人の指導、診断、評価、判定、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該指導、診断、評価、判定、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるとき。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法78④)</p>	<p>(4) 開示請求の対象となった保有個人情報が、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(以下「国等」という。)の機関からの協議又は依頼に基づいて作成し、又は取得したものであって、開示することにより、国等との協力関係を著しく害するおそれがあると認められるとき。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法78⑥)</p>	<p>(5) 開示請求の対象となった保有個人情報が、市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関及び国等の機関との間における審議、検</p>

(新規制定) 佐久市個人情報の保護に関する法律施行条例	(現行) 佐久市個人情報保護条例
	<p>討、調査研究等に関するものであって、開示することにより、当該審議、検討、調査研究等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるとき。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法78⑦二)</p>	<p>(6) 開示請求の対象となった保有個人情報、市の機関又は国等の機関が行う取締り、調査、交渉、争訟その他の事務又は事業の目的を失わせ、又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められるとき。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法78⑦ロ)</p>	<p>(7) 人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の捜査、犯罪の予防その他公共の安全確保及び秩序維持のため、開示請求をした者に開示しないことが必要と認められるとき。</p>
<p>☆規定しない。 実質的には、不開示情報の類型を定める法第78条第1項各号のいずれかに該当するため、他の法令等に基づく秘匿情報として不開示とすることは許容されない。(個人情報保護委員会)</p>	<p>(8) 法令等の定めるところにより、明らかに本人に開示をすることができないとされているとき。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法78①)</p>	<p>(9) 第2項又は第3項の規定により本人に代わって代理人又は規則で定める者から開示請求がなされた場合であって、開示することにより、当該本人の利益に反するおそれがあると認められるとき。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法79)</p>	<p>(部分開示) 第13条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に前条第5項各号のいずれかに該当することにより開示できない情報(以下「不開示情報」という。)とそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、不開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、不開示情報が記録されている部分を除いて当該保有個人情報を開示しなければならない。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法80)</p>	<p>(裁量的開示) 第14条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報(第12条第5項第8号に該当する場合に係る不開示情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、開示請求をした者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法80)</p>	<p>(保有個人情報の記録の存否に関する情報) 第15条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報の記録が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報の記録を開示することとなるときは、当該保有個人情報の記録の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法90)</p>	<p>(訂正の請求) 第16条 何人も、実施機関に対し、自己の保有個人情報について事実の記載に誤りがあると認められるときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法91)</p>	<p>2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の訂正の請求について準用する。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法97)</p>	<p>(保有個人情報の提供先等への通知) 第16条の2 実施機関は、訂正決定(第20条第1項の規定による保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条から第18条までにおいて同じ。))の全部又は一部を訂正する旨の決定をいう。次項において同じ。)に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。 2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号利用法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法90) 削除は訂正に含まれる。</p>	<p>(削除の請求) 第17条 何人も、実施機関に対し、自己の保有個人情報について第5条若しくは第5条の2の規定に違反して収集され、若しくは保管されていると認められるとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているときは、当該保有個人情報の削除を請求することができる。 2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の削除の請求について準用する。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法98)</p>	<p>(目的外利用等の中止の請求) 第18条 何人も、実施機関に対し、自己の保有個人情報について第10条第1項、第10条の2第1項、第10条の3又は第11条第2項の規定に違反して目的外利用・提供又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)がされようとしているときは、当該保有個人情報の目的外利用等の中止を請求することができる。</p>

(新規制定) 佐久市個人情報の保護に関する法律施行条例	(現行) 佐久市個人情報保護条例
	2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の中止の請求について準用する。
<p>☆開示、訂正及び利用停止の請求について、それぞれ規定する。 ただし、本人確認については法に規定がある事項のため規定しない。(法77Ⅱ、法91Ⅱ、法99Ⅱ)</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。</p> <p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。</p>	<p>(開示等の請求の方法)</p> <p>第19条 第12条第1項、第2項若しくは第3項の規定による保有個人情報の開示請求、第16条の規定による保有個人情報の訂正の請求、第17条の規定による保有個人情報の削除の請求又は前条の規定による保有個人情報の目的外利用等の中止の請求(以下「開示等の請求」という。)をしようとする者(以下「開示等請求者」という。)は、本人であることを明らかにして、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。</p>
☆法に規定がある事項のため規定しない。(法77①)	(1) 開示等請求者の氏名及び住所(法人である代理人が本人に代わって開示等の請求をする場合は、名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地)
☆法に規定がある事項のため規定しない。(法77②)	(2) 開示等の請求をしようとする保有個人情報の記録の内容
☆法に規定がある事項のため規定しない。(法91②、③)	(3) 訂正、削除又は中止の内容
☆法に規定がある事項のため規定しない。(法77Ⅱ、法91Ⅱ、法99Ⅱ)	(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項 2 前項の場合において、開示等請求者は、自己が開示等の請求に係る保有個人情報の本人、代理人その他開示等の請求をすることができる者であることを証明する書類等で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
☆法に規定がある事項のため規定しない。(法77Ⅲ、法91Ⅲ、法99Ⅲ)	3 実施機関は、第1項の規定による請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示等請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
<p>【論点⑥】</p> <p>☆規定する。 業務の遂行上、特段支障がないため、現行どおり14日以内とする。 (開示決定等の期限に関する特例)</p> <p>第4条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び法第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とする。</p>	<p>(開示等の請求に対する決定等)</p> <p>第20条 実施機関は、前条第1項の規定による請求書の提出があったときは、当該提出のあった日から起算して、開示請求にあっては14日以内に、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあっては30日以内に当該請求に対する諾否を決定し、開示等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>
☆法に規定がある事項のため規定しない。(法101)	2 前項の場合において、当該保有個人情報の全部又は一部について開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止をしないことと決定したときは、開示等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
☆法に規定がある事項のため規定しない。(法83Ⅱ、法94Ⅱ、法102Ⅱ)	3 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、当該請求のあった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合においては、当該延長の理由及び決定できる時期を、開示等請求者に対し、書面により通知しなければならない。
☆法に規定がある事項のため規定しない。(法86)	<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第20条の2 開示請求に係る保有個人情報に実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び当該開示請求をした者以外の個人(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示請求に対する決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を付与することができる。</p>
☆法に規定がある事項のため規定しない。(法86Ⅱ)	2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定(前条第1項の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をいう。以下同じ。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を付与しなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
☆法に規定がある事項のため規定しない。(法86Ⅱ①)	(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第12条第5項第1号イ又は同項第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
☆法に規定がある事項のため規定しない。(法86Ⅱ②)	(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第14条の規定により開示しようとするとき。
☆法に規定がある事項のため規定しない。(法86Ⅲ)	3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ

(新規制定) 佐久市個人情報の保護に関する法律施行条例	(現行) 佐久市個人情報保護条例
	<p>い。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第24条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>
<p>☆規定しない。 法に規定はないが、市条例に規定を置かなくても現行水準が確保されるため。</p>	<p>(決定後の手続) 第21条 実施機関は、第20条第1項の規定により保有個人情報の全部又は一部について開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止をすることを決定したときは、速やかに当該保有個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。</p>
<p>☆令に規定がある事項のため規定しない。(令22、令23) 開示決定通知書を持参していない場合であっても、開示請求者が当該開示に係る本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることが証明されれば、開示の実施を行うことができる。(事務対応ガイド6-1-8-1)</p>	<p>2 保有個人情報の開示は、第20条第1項の規定による通知書により指定した日時及び場所において行う。この場合において、開示請求をした者は、実施機関に対し、当該通知書及び自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人、その代理人その他開示請求をすることができることを証明する書類等で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法87)</p>	<p>3 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法87)</p>	<p>(1) 文書に記載された保有個人情報 保有個人情報が記載された文書の当該保有個人情報に係る部分の閲覧若しくは視聴又は写し(文書及び図画の写しに限る。)の交付</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法87)</p>	<p>(2) 電磁的記録に記録された保有個人情報 実施機関が定める方法</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法87)</p>	<p>4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が記録された物を直接開示することにより、当該保有個人情報が記録されたものの保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該保有個人情報が記録されたものの写しにより開示することができる。</p>
<p>☆規定しない。 法に規定はないが、市条例に規定を置かなくても現行水準が確保されるため。 なお、口頭により開示を求められた場合については、開示を求められている保有個人情報を本人に提供することが法令に基づく場合、当該保有個人情報の利用目的のためであるとして法第69条第1項の規定に基づく場合や、利用目的以外の目的のためであっても法第69条第2項各号の要件を充足する場合には、本人に対して当該保有個人情報を提供することは可能である。(事務対応ガイド6-1-2-1)</p>	<p>(開示請求の特例) 第22条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第19条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。</p>
<p>☆規定しない。 上記参照のこと。</p>	<p>2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定めた保有個人情報について開示請求があったときは、第20条の規定にかかわらず、開示又は開示しない旨の決定をしないで、速やかに前条の規定に準じて開示するものとする。</p>
<p>【論点①】 ☆規定する。 委任事項。開示請求権が広く何人にも認められている権利であり、かつ、その行使を容易にするため、現行どおり手数料は無料とし、写し及び送付に要する費用のみ徴収する。 また、保有特定個人情報の写しを交付する際の経済的困窮者等に対する減免(番号利用法施行令第33条の規定によるもの)についても継続する。 (開示請求に係る手数料等) 第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。 2 法第87条第1項の規定による写しの交付(開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。)により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。 3 前項の費用は、規則で定める方法により納付しなければならない。 4 市長は、開示請求を受けた場合において、当該保有個人情報に係る本人に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第2項の費用の額を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(費用負担) 第23条 第21条第3項又は第4項に規定する開示の方法のうち、写しの交付によるときは、これに要する費用は、開示請求をした者の負担とする。 2 実施機関は、前項の規定により費用を負担する者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その者が負担すべき費用の額を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法105) 法第105条第1項及び第2項の規定(審査会への諮問)は、地方公共団体の機関において準用することとされ、この場合において、審査会とあるのは、行政不服審査法第81条に基づく機関(=佐久市情報公開・個人情報審議会)と読み替える。</p>	<p>(不服申立てに対する措置) 第24条 実施機関は、開示等の請求に対する決定又は当該請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、佐久市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問をし、その審査を経て、当該不服申立てについての裁決をしなければならない。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法105①)</p>	<p>(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。</p>
<p>☆法に規定がある事項のため規定しない。(法105②)</p>	<p>(2) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る保</p>

(新規制定) 佐久市個人情報の保護に関する法律施行条例	(現行) 佐久市個人情報保護条例
	有個人情報を開示することとするとき。ただし、当該開示等の請求に対する決定について、反対意見書が提出されているときを除く。
☆法に規定がある事項のため規定しない。(法106I)	2 前項の不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。
☆規定する。 (情報公開条例の準用) 第9条 審議会における調査審議の手続については、佐久市情報公開条例の各相当規定を準用する。	(情報公開条例の準用) 第25条 審議会における調査審議の手続については、佐久市情報公開条例の各相当規定を準用する。
☆規定する。 (守秘義務) 第10条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。	(守秘義務) 第26条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。
☆規定しない。 法には、施行の状況を公表しなければならない旨の規定なし。 ただし、個人情報保護委員会は、各行政機関の長等及び法第58条第1項各号に掲げる法人から、法の施行の状況についての報告を求めることができ、毎年度当該報告を取りまとめて概要を公表する。(法165)	(運用状況の公表) 第27条 市長は、毎年この条例の規定に基づく保有個人情報の開示等の請求に係る運用状況を公表するものとする。
☆法に規定がある事項のため規定しない。(法88)	(他法令等との関係) 第28条 他の法令等の規定に基づき、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）について開示等の請求ができるときは、当該法令等の定めるところによる。
☆法に規定がある事項のため規定しない。(法128)	(苦情の処理) 第29条 実施機関は、実施機関が行う保有個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理を行うものとする。
☆規定しない。 法施行条例であるため、委任について規定しない。	(委任) 第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。
☆法に規定がある事項のため規定しない。(法176)	(罰則) 第31条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第9条第1項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。次条において同じ。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
☆法に規定がある事項のため規定しない。(法180)	第32条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
☆法に規定がある事項のため規定しない。(法181)	第33条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
☆法に規定がある事項のため規定しない。(法185)	第34条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(新規制定) 佐久市個人情報の保護に関する法律施行条例	(現行) 佐久市情報公開条例
【論点⑦】 ☆規定する。 法第129条の規定を踏まえ、以下のとおり規定する。 (佐久市情報公開・個人情報保護審議会への諮問) 第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、佐久市情報公開条例（平成17年4月1日条例第15号）第21条に規定する佐久市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。 (1) 個人情報の保護に関する施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。	(審議会の設置) 第21条 第18条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するほか、佐久市個人情報保護条例（平成17年佐久市条例第16号）の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するため、佐久市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について調査審議する。 3 審議会は、委員5人をもって組織する。 4 委員は、識見を有する者のうちから市長が任命する。 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

条例の制定にあたっての主要な論点及び対応方針

種別	論点	法の規定	対応方針	理由
条例に規定されることが想定されるもの 【委任事項】	① 本人開示等請求における手数料を規定するか。	法第 89 条第 2 項	規定する。 (施行条例第 5 条)	開示請求権が広く何人にも認められている権利であり、かつ、その行使を容易にするため、現行どおり手数料は無料とし、写し及び送付に要する費用のみ徴収する。 また、保有特定個人情報の写しを交付する際の経済的困窮者等に対する減免（番号利用法施行令第 33 条の規定によるもの）についても継続する。
	② 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料を規定するか。	法第 119 条第 3 項及び第 4 項	規定しない。	行政機関等匿名加工情報制度（民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、匿名加工情報を作成・提供するための制度）の導入については、法の附則第 7 条により、都道府県及び政令指定都市以外の自治体は、当分の間、任意とされており、本市においては、新条例の施行時に具体的な運用を想定していないため、規定しない。
条例に規定が置かれることが許容されるもの	③ 地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものを条例要配慮個人情報として規定するか。	法第 60 条第 5 項	規定しない。	要配慮個人情報とは、法において「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実」等と定義されるものであるが、現行条例においては、地域の特性等に応じて本市が独自に規定した事項がなく、法と同一内容のため、規定しない。
	④ 法に定めのある個人情報ファイル簿の作成・公表のほか、現行条例に定めのある保有個人情報事務取扱簿（個人情報取扱事務登録簿など各自治体によって名称が異なる。）の作成・公表を規定するか。	法第 75 条第 5 項	規定しない。	保有個人情報事務取扱簿（以下「取扱簿」という。）は、各自治体の条例に根拠を置くものであるため、その運用は各自治体に委ねられるものであるが、法により、新たに個人情報ファイル簿（以下「ファイル簿」という。）の作成・公表が義務化されたことから、運用をファイル簿に一本化し、全国一律の対応とするため、規定しない。 なお、ファイル簿に登載される事項（ファイルの名称、事務をつかさどる組織の名称、利用目的、記録項目、記録範囲、情報の収集方法、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨等）は、取扱簿の内容を網羅しているため、仮に、取扱簿に係る事務を継続した場合は、事務の重複に伴う非効率性が恒常的に発生する。
	⑤ 不開示情報の範囲について、情報公開条例との整合性を確保するために必要な事項を規定するか。	法第 78 条第 2 項	規定しない。	現行情報公開条例においては、本市において独自に規定した事項（法が定める不開示情報に該当するものであっても開示することとしている等）がなく、法及び現行個人情報保護条例が規定する不開示情報の範囲と差異がないため、規定しない。
	⑥ 開示決定等の期限について、法の定める期限（開示請求があった日から 30 日以内）より短い期限とすることを規定するか。	法第 83 条第 1 項	規定する。 (施行条例第 4 条)	業務の遂行上、特段支障がないため、現行どおり 14 日以内とする。
	⑦ 不服申立て等の法に定めのある事項のほか、審議会へ諮問する内容について規定するか。	法第 129 条	規定する。 (施行条例第 8 条)	法第 129 条の規定を踏まえ、以下のとおり規定する。 （1）個人情報の保護に関する施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

主要な論点に関する県内19市の状況

	①					②		③	④	⑤	⑥	⑦
	手数料	金額	減免	実費	減免	匿名加工情報手数料		条例要配慮 個人情報	個人情報取扱事務 登録簿	不開示追加	開示決定等の 期限	審議会への諮問
長野市	徴収しない	—	—	徴収する	規定しない	規定しない	提案募集の実施前に改正する	規定しない	規定する	規定しない	15日以内	規定する
松本市	徴収しない	—	—	徴収する	規定しない	規定する	法令と同額	規定しない	規定しない	規定しない	15日以内	規定する
上田市	徴収しない	—	—	徴収する	規定しない	規定しない	検討中	規定しない	規定しない	規定しない	15日以内	規定する
岡谷市	徴収しない	—	—	徴収する	規定する	規定しない	行政機関等匿名加工情報を導入しないため	規定しない	規定しない	規定しない	15日以内	検討中
飯田市	徴収しない	—	—	徴収する	検討中	規定する	法令と同額	規定しない	規定しない	規定しない	10日以内	規定する
諏訪市	徴収しない	—	—	徴収する	規定しない	規定しない	—	規定しない	検討中	検討中	15日以内	検討中
須坂市	徴収しない	—	—	徴収する	規定しない	規定しない	提案募集の実施前に改正する	規定しない	規定しない	規定しない	15日以内	規定しない
小諸市	徴収しない	—	—	徴収する	規定する	規定しない	検討中	規定しない	規定する	規定しない	15日以内	規定する
伊那市	徴収しない	—	—	徴収する	規定する	規定する	法令と同額	規定しない	規定しない	規定しない	15日以内	規定する
駒ヶ根市	徴収しない	—	—	徴収する	規定する	規定する	法令と同額	規定しない	規定しない	規定しない	15日以内	規定する
中野市	徴収しない	—	—	徴収する	規定しない	規定しない	—	規定しない	規定しない	規定しない	14日以内	規定しない
大町市	徴収しない	—	—	徴収する	規定しない	規定しない	—	規定しない	規定しない	検討中	15日以内	規定しない
飯山市	徴収しない	—	—	徴収する	規定しない	検討中	—	規定しない	規定しない	規定しない	15日以内	規定しない
茅野市	徴収しない	—	—	徴収する	検討中	規定しない	個人情報保護法附則第7条により、都道府県及び	規定しない	規定する	規定しない	15日以内	規定する
塩尻市	徴収しない	—	—	徴収する	規定しない	規定しない	匿名加工情報の提供は当面実施しないため	規定しない	規定する	規定しない	14日以内	規定する
千曲市	徴収しない	—	—	徴収する	規定しない	規定しない	提案募集の実施前に改正する	規定しない	検討中	規定しない	15日以内	規定する
東御市	徴収しない	—	—	徴収する	規定しない	規定しない	検討中	規定しない	規定しない	規定しない	15日以内	規定する
安曇野市	徴収しない	—	—	徴収する	規定しない	規定しない	提案募集の実施前に改正する	規定しない	規定しない	規定しない	14日以内	規定しない
佐久市	徴収しない	—	—	徴収する	規定する	規定しない	提案募集の実施前に改正する	規定しない	規定しない	規定しない	14日以内	規定する

佐久市と異なる対応をする自治体を着色しています。

検討中の自治体を着色しています。